

## 仕様書

### 第 1 企画競争項目の前提となる主要な情報等

#### 1 裁判員制度の概要，国民に及ぼす影響等

##### (1) 裁判員制度の概要

裁判員制度は，国民の中から選ばれた 6 人の裁判員と 3 人の裁判官が協働して，刑事訴訟事件の審理，判決をする制度。平成 16 年 5 月成立の「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（いわゆる「裁判員法」）により導入され，平成 21 年 5 月までに施行予定。裁判員裁判の対象事件は，殺人，傷害致死，強盗致死傷，現住建造物等放火など重大な刑事訴訟事件。

毎年，有権者の中から裁判員候補者が選ばれ，裁判員候補者名簿に記載される。事件が起訴されるごとに，選任手続を経て，裁判員候補者名簿から 6 人の裁判員が選ばれる。裁判員として参加することは国民の義務とされている。

6 人の裁判員は，3 人の裁判官とともに，刑事裁判の審理に立ち会い，被告人が有罪か無罪か，有罪の場合にどのような刑にするかを決める。

諸外国の刑事裁判への国民の参加の制度としては，陪審制度（素人の陪審員だけで被告人の有罪・無罪を判断。刑は決めない。）や参審制度（素人の参審員が裁判官とともに被告人の有罪・無罪を判断し，有罪の場合に刑を決める。参審員は任期制で任期中は複数の裁判に参加。）がある。裁判員制度は，そのいずれとも異なる我が国独特の制度。

##### (2) 裁判員制度が国民に及ぼす影響等

裁判員制度は，裁判に対する国民の理解を増進し，司法に対する信頼を深めるという意義を有する。

他方，従来，法律専門家である裁判官が行ってきた刑事裁判に素人である国民が参加することは大きな心理的負担感を伴う。また，その社会・経済生活上の負担を押しして一定の期間刑事裁判に

従事することは物理的，経済的な負担も伴う。

そこで，国民の参加意欲を高め，裁判員制度を円滑に実施するためには，裁判員制度の意義，内容に対する国民の理解を深めるとともに，参加に伴う国民の不安や負担を軽減するなどの施策を行う必要がある。

\* 最高裁判所は，裁判員法の制定後，法務省・日本弁護士連合会等の関係機関と協力しつつ，国民に分かりやすく迅速な裁判を実現するための検討を重ねている。

\* 裁判員の選任手続についても，できるだけ国民の負担の少ない裁判員選任手続を検討している。

\* 上記の検討の進捗に応じ，裁判員制度の意義，内容，裁判員の負担の実像等を伝えるための広報活動を実施（最高裁判所における平成17年度及び平成18年度の広報活動の概要は，別紙1及び2を参照）。

## 2 裁判員制度に対する国民の意識等

\* 内閣府政府広報室が平成18年12月に実施した「裁判員制度に関する特別世論調査」の調査結果等から

### (1) 制度の周知

約8割が裁判員制度が始まることを知っていると回答しており，制度が導入されることについての周知は，既に相当進んでいるものと考えられる。

### (2) 参加に対する意識

「参加したい」	5 . 6 %
「参加してもよい」	1 5 . 2 %
「あまり参加したくないが，義務であるなら参加せざるをえない」	4 4 . 5 %
「義務であっても参加したくない」	3 3 . 6 %

従来の世論調査の多くは，「参加したい」「参加してもよい」「あまり参加したくない」「参加したくない」という選択肢で実施され，後二者の消極的な回答が6～7割を占めていた。上記の内閣

府調査の結果については、 の回答群を、「参加容認」と「参加消極」のいずれに分類するかにより、各新聞報道における参加意欲に対する評価は分かれた。

いずれにしても、 の回答群が全体の半数近くを占め、そこに表れた参加意識は、制度に対する理解や参加に対する不安や負担感の解消の程度いかんにより「参加容認」にも「参加消極」にもなり得るという点は、今後の広報活動の在り方を検討する上でも重要な考慮事項である。

(3) 「刑事裁判に参加する場合に不安に感じる点」(複数回答)

「自分たちの判決で被告人の運命が決まるため責任を重く感じる」	64.5%
「冷静に判断できるか自信がない」	44.5%
「裁判の仕組みが分からない」	42.0%
「専門家である裁判官の前で自分の意見を発表することができるか自信がない」	40.5%
「被告人やその関係者の逆恨み等による身の安全性」	39.1%

\* なお、最高裁判所が平成18年1月～2月に実施した「裁判員制度についてのアンケート」[ <http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/research.html> ] においては、裁判員として参加する場合の障害として最も多かった回答は、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」(65.3%) というものであり、「心理的に不安である」(53.4%) といった心理的要因を上回った。同調査において、障害として心理的事情よりも客観的事情が多く挙げられた理由の一つとしては、回答をする前提として制度に関する詳しい資料を読んでもらう方式を採用したため、「裁くことへのおそれ」といった心理的不安よりも「日程調整」という現実的な問題がクローズアップされたのではないかと推測される。

\* また、同調査により、国民が参加への障害と考える事情は様々であり、各人の職業や社会生活上の立場と大きな関わりを持つことが裏付

けられてきた。この点に関しては、平成18年10月から平成19年2月にかけて、最高裁判所が、業種、規模、職種別にグループ分けし、それぞれについて更に具体的な調査を実施したところ（「裁判員等選任手続に関する調査研究」[ <http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/tyosakekka.html> ]）、仕事上の都合と言っても、各グループごとに、その具体的内容は一様でないことが明らかになった。

### 3 今後の広報活動の方向性 ～ 具体的関心等に応じた広報

#### (1) 基本的な方向性

前記の調査結果等からは、裁判員制度が導入されたことに対する国民の認知度は相当程度に達しているものの、裁判員制度の実施まで残すところ2年となった現時点においても、参加に対する国民の意欲は依然として低い水準で推移していることが見て取れる。

そこで、今後の裁判員制度広報では、制度に関する一般的な情報提供に止まることなく、参加に消極的な層の具体的な関心に応じ、その疑問に答え、不安を軽減するような情報を提供していくことに重点を置く必要がある。とりわけ、前記の内閣府調査において半数近くを占めていた「あまり参加したくないが、義務であるなら参加せざるをえない」といった意識の国民への対応は、当面の重要課題である。

#### (2) 裁判員制度に対する国民の不安、負担感の内容

##### ア 裁判に参加することへの心理的負担感

有罪・無罪を判断し、刑を決めるといった被告人の人生を左右するような判断をすることに対する心理的負担感であり、前記の内閣府調査でも、最も多くの回答者がこれを挙げている。

この種の不安は、裁判に参加することを真剣に受け止めている人ほど強くなる面もあり、また、裁判の本質からはある意味では当然の反応でもあり、これを完全に解消するような説明は難しい。

ただし、この種の不安感についても、例えば、裁判を「『人』を裁くこと」と哲学的な理解をしたり、裁判員は一人で正しい結論を述べ、裁判の結果に責任を負わなければならないなどというように、裁判や裁判員の職務を過大にとらえることで、必要以上に不安感を増大させている部分も少なくない。そこで、このような不安に対しては、裁判の本質や裁判員の職務内容を過不足なく説明することにより、その不安感を軽減する方向で対応することになる。

#### イ 法律の専門家でない裁判員が裁判をすることの難しさや裁判の長さに対する不安感

これまで法律専門家である裁判官だけで行っていた刑事裁判には「難しいもの」「長くかかる」という認識が定着しており、このような裁判に参加することに不安を抱くのは当然である。

これに対しては、まず、裁判員の職務である事実認定や量刑は、本質的には国民が社会生活で日々行っている判断と異ならないものであること、評議では最初から完全な意見を述べる必要はなく、自己の経験を踏まえて疑問に感じた点を率直に述べれば足りることなど、裁判員の職務内容や評議の具体的なイメージを伝える。次に、法曹三者が実現しようとしている迅速で分かりやすい審理の具体的なイメージを伝え、裁判員裁判は従来の刑事裁判とは大きく変わることをアピールする。このような国民の誤解を解くための情報提供や説明が必要である。

#### ウ 裁判に参加することによる物理的、経済的負担感等に対する不安

裁判員として参加することは義務とされているから、仕事の都合、育児や介護の負担等、様々な事情があるのに、有無を言わず裁判員に選任され、何日間も裁判に参加させられるのではないかといった不安感などである。

これらの不安に対しては、裁判員の負担や日程調整に配慮し

た選任手続が検討されていること，裁判員には日当，旅費，宿泊料が支払われること，裁判員法が定める事由があれば辞退が認められ，仕事上の都合を理由とする辞退申立てについても，個別的な事情に基づいて柔軟に判断し，著しい無理を強いることはないことなどを，できるだけ具体的に説明していく必要がある。

また，企業等に勤める者にとっては，仕事上の都合が参加障害事由となるから，企業内に休暇制度を整備することが重要となるし，例えば保育を担う層（主婦等）にとっては，参加するために児童等を預けることができるかといった不安があり，これを解消する手だて（一時保育制度の活用等）が重要な関心事となる。すなわち，休暇制度の整備や一時保育制度の活用の見込み等に関する情報提供を行うことも有効であろう。

\* 内閣官房に設置された裁判員制度関係省庁等連絡会議は，「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」を策定した。その中で，休暇制度の整備に関しては，「裁判員制度が円滑に実施されるためには，裁判員の職務等に対応した休暇制度を導入するなど，労使の自主的な取り組みが促進され，労働者が裁判員として刑事裁判に参加しやすい環境が整備されることが重要である」とされており，また，保育制度の活用に関しては，「児童の保護者が裁判員の職務等により児童の養育を行うことが一時的に困難になる場合，保育所における「一時保育」・「特定保育」や，児童養護施設等における「子育て短期支援事業」を活用する」とされている。

## 第2 企画競争において提案を求める事項等

### 1 平成19年度のメディア広報により重点的に伝えるべき情報

平成19年度には，裁判員制度の実施に向けた制度や運用の検討は相当進み，国民に提供可能な情報も多岐にわたり，その量も多い。

\* 情報の詳細は，裁判員制度ウェブサイト内，例えば [ <http://www.saibanin.courts.go.jp/news/qanda.html> ] ， [ [http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/06\\_11\\_17\\_tetu](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/06_11_17_tetu) ]

zuki\_image.html ]等を参照されたい。

前記第1の3で示した今後の広報の方向性等を踏まえると、平成19年度の広報活動では、裁判員の具体的役割に関する情報（裁判員に選ばれたら何をするのか）、選任手続及び辞退事由に関する情報（裁判員はどのようにして選ばれるのか）の2点を重点的伝達事項とし、これを、様々な立場にある国民の具体的な関心に応じてきめ細かく伝えていく必要がある。情報の具体例は以下のとおりである。

(1) 裁判員の具体的役割、審理や評議の具体的イメージに関する情報例

裁判員の役割は、審理への出席及び評議に大別される。

ア 刑事裁判の審理の実像、審理に立ち会うことの具体的イメージなど

審理のイメージ

6人の裁判員は3人の裁判官と一緒に、地方裁判所の公開法廷の法壇（従来の裁判官席をアーク状にして左右に拡大したもの）に座り、刑事事件の審理（公判）に立ち会う。

裁判員裁判の公判審理は、公判廷で、証人の証言や被告人の供述を聴いたり、証拠となった凶器など（証拠物）を見るだけで、被告人の有罪・無罪の判断に必要な情報（心証）が得られるようになる。裁判員自身も、証人や被告人に対して質問をすることができる。裁判員が、大量の書面を読むことはない。

審理の最後に、検察官と弁護人が、それぞれ法廷で調べた証拠の信用性や評価に関する意見を述べながら、被告人を有罪とすべきか否か、有罪の場合刑をどのようにすべきかという点について意見を述べる。裁判員は、このような論告と弁論を聞くことにより、それまでの審理の争点や関連する証拠の内容などについて、改めて記憶を呼び起こすことができる。

審理に要する時間，日数

裁判所，検察官，弁護人は，法廷での公判審理を行う前に，争点を絞り込み，証拠を必要十分なものに厳選するための手続を行う（公判前整理手続）。審理はできるだけ毎日連続して行う。その結果，約7割の事件の審理は3日間以内で終わると見込まれる。裁判員が裁判所で職務に従事する時間は，午前9時30分ころから昼食時間を挟んで午後5時ころまでとなる見込みである。

#### イ 評議での裁判員の役割のイメージ

評議とは

評議では，公判で調べた（見聞きした）証拠の内容を前提に，裁判員6人と裁判官3人の合計9人が対等の立場で議論をし，被告人が有罪か無罪か，有罪の場合にどのような刑にするかを決める。

9人がチームを組んで結論を出すことなど

評議は，裁判員6人及び裁判官3人の合計9人が1つのチームとして結論を出すもの（「協働」）であり，裁判員が1人で裁判の結果に責任を背負い込むようなものではない。

評議では思ったことを率直に表明することが期待されていること

評議では，裁判員は，最初から結論的な意見を述べるのが求められるのではない。証言の信用性，相矛盾する証拠の評価等について気にかかる点や疑問点があれば，それをそのまま表明すればよい。裁判員の意見には，他の裁判員や裁判官から意見や反論が述べられるだろう。もし，他の裁判員等の意見を聴いていて，自分の元の意見を変えたいと思えば，遠慮なく変えることも全く自由である。このように6人の裁判員と3人の裁判官が，その経験や持ち味を生かしながら，疑問に思った点を率直に表明し，意見交換をしていき，それ



ぞれの意見がまとめれば，おのずと正しい結論に至るものである。議論を尽くしても意見が一致しない場合には，多数決による評決（ただし，裁判員のみ多数意見で被告人に不利益な結論を出すことはできない。裁判官だけの多数ということとはあり得ない。）により結論を出す。

#### 法律の専門家でない裁判員に期待されること

被告人の有罪・無罪を判断するためには法律知識は必要ない。証拠により被告人が犯人かどうかを判断する作業は，国民が日常的に行っている様々な判断と本質的な違いはない。

裁判官は，裁判員に比べて，このような判断に熟練していることは事実であるが，その分，専門家でない裁判員が疑問に思うようなことを当然のこととして見逃すこともある。裁判官が当たり前だと思い込んでいた点について裁判員から疑問を指摘され，改めて考え直すということが行われれば，たとえ結論は変わらなくても，これまでの裁判官だけで行っていた判断はより確かなものになる。

- (2) 選任手続及び辞退申立てに対する判断の見込みに関する情報例  
選任手続及び辞退に関して伝えたい情報は，以下のとおりである。

#### ア 裁判員選任手続の具体的なイメージ

裁判員選任手続の具体的なイメージについては，アンケートを実施し，裁判員制度への参加に関する国民の意識や，障害などの国民生活の実情について調査した結果等を踏まえ，平成18年11月に「裁判員選任手続のイメージ案」を公表した（前記裁判員制度ウェブサイト内のページ）。

#### \* イメージ案の考え方

裁判員の選任手続は，「無作為に選ぶ」という原則を維持しながら，裁判員候補者となった国民の負担をできる限り小さなものに抑えるということを考慮して運用されなければならないと考えている。具体的

には、裁判員の選任に当たって、必要以上に数多くの裁判員候補者に裁判所まで来ていただいて手続を行うといった方法は、避けなければならない。そこで、法律上裁判員となることができない人や、法律の規定に基づいて辞退を希望すればそれが認められることが明らかな人については、できるだけ早い時期に裁判所が事情を把握できるようにし、裁判員候補者として呼び出さない（したがって、裁判所に来る必要がなくなる）という運用を考えている。それ以外の方については、候補者として裁判所に来ていただくことになるが、質問票を有効に活用するなどして、裁判への参加が難しい事情があるかどうかについて、きちんと把握できる態勢を整えていく。

#### イ 辞退事由について

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏ることなく、幅広く国民に参加してもらおう制度であり、辞退は原則としてできないものとされている。

ただし、個々の国民には社会生活上の支障、仕事の都合等があり、参加することによる負担が加重にならないようにとの配慮から、裁判員法は、裁判員になることを辞退できる事由を定めている。裁判員が裁判所に辞退を申し立て、その理由とする事情が法律の定める辞退事由に当たると判断されれば、辞退が認められる。

辞退事由に関する裁判員法の条文は、以下のとおり。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

- 一 年齢七十年以上の者
- 二 地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）
- 三 学校教育法第一条、第八十二条の二又は第八十三条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）
- 四 過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者
- 五 過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する

裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（第三十四条第七項の規定による不選任の決定があった者を除く。）

六 過去五年以内に検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者

七 次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行うこと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ 重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ 介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ 父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

ウ 仕事上の都合を理由とする辞退事由について

仕事上の都合により辞退が認められるかについては、前記裁判員法16条7号八にあるとおり、単に仕事が忙しいというだけの理由では辞退は認められないが、重要な仕事があり、自分が処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれがある場合には辞退が認められることとされている。

具体的にどのような場合に辞退が認められるかは、個々のケースごとに裁判所が判断することであり、辞退を申し立てる裁判員が抱える事情は様々であることから、広報活動において、一義的に裁判所の判断の基準や見通しを示すことは困難である。

ただ、裁判所としては、法律上の辞退事由を形式的に判断するのではなく、裁判員候補者から申し立てられた具体的な事情

を考慮し、裁判員候補者の生活実態に配慮した柔軟な判断を行い、裁判員候補者に過重な負担を掛けることのないようにしたいと考えている。裁判所の判断においては、裁判員としての職務に従事する期間（長いほど辞退が認められる方向に働く）、事業所の規模（小さいほど辞退が認められる方向に働く）、職種や担当職務についての代替性（小さいほど辞退が認められる方向に働く）、予定される業務の日時変更の可能性（低いほど辞退が認められる方向に働く）等を考慮し、辞退事由に当たるかどうかを検討することになる。

辞退事由に関する判断の手法が以上のようなものであることは国民に伝えたいと考えている。ここから更に進んで辞退事由に関する判断の見込みを伝えるには、具体的な事例を設定した上で、それが辞退事由に該当するかどうかを説明することになるが、その場合は、ケースの異なる相当数の事例について説明する必要がある。

## 2 企画競争において提案を求める事項及び留意事項

### (1) 提案を求める事項

前記第1の1に記載の企画競争項目の前提となる主要な情報を踏まえ、前記第2の1の(1)、(2)に記載した情報の中から、様々な立場にある国民に対し、それぞれが裁判員として参加することに対して抱いている不安、負担感に応じた的確な情報を提供するには、どのようなメディアを組み合わせ、どのような訴求対象に、どのような手法を用いるのが効果的か。

### (2) 企画提案の際の参考事項

前記1の(1)、(2)に記載した情報は、その量も多く、また、一方的に伝えるだけでなく、相手方との双方向的なやりとりを通じて伝達していくべきものであろう。

裁判所としても、メディア広告とは別に、法務省・検察庁と連携して、全国各地でこれらの情報をきめ細かく伝えるための草の

根的な広報活動を行っており、今後は、さらにその取組みを強化する予定である。今回企画提案を求めるメディアミックス広告企画は、これらの草の根的な企画と連携を取り、それぞれの特色を生かし、相乗的効果を上げるようなものでなければならない。

\* 各地でのきめ細かい取組み例

上記の「草の根的な広報活動」としては、全国の裁判所等が行う以下のような取組みを考えている。

国民が参加する模擬裁判（模擬評議，模擬裁判員選任手続を含む。）を実施し，国民に裁判員の役割を実体験してもらう。

ビデオ上映会，裁判官等による説明会や出張講義等を実施する。

休暇制度など従業員が裁判員として参加しやすい環境を整備するための協力依頼先である経営者団体，企業等に対する説明会の実施

\* インターネットを活用した広報

そのほか，インターネットを利用した広報（裁判員制度専用ウェブサイト [ <http://www.saibanin.courts.go.jp/> ]，携帯電話サイト及びメールマガジン配信）により，前記の各情報を伝えている。

(3) 本件メディアミックス企画で使用する広告媒体その他の条件

ア 使用する広告媒体は問わない。ただし，本件企画において，新聞広告，雑誌広告及びインターネットバナー広告はいずれも必須とし，交通広告は実施しないものとする。

イ 本件企画においては，各地での草の根的な広報活動で利用できるようにするため，選定された広告の内容を用いた広報ツール（例えばポスターやパンフレット等）の制作も必須とし，その具体的内容は最高裁判所と別途協議して決定する。

なお，広報ツールに関する提案は不要であり，提案があっても当該部分は審査の対象とならない。

ウ 本企画競争においては，メディア広告の具体的な表現案の提案をしても差し支えない。提案があれば，当該部分は審査の際に考慮される。ただし，各種広告の具体的な表現内容は，契約

後，受託者と最高裁判所が別途協議して決定する。

(4) 施策予定金額

6億9400万円程度（広告内容の企画制作から各媒体の実施までにかかる全ての経費並びに消費税及び地方消費税相当額を含む。また，前記広報ツールの制作に関する費用一切として1000万円程度を見込んでいる。）

(5) 審査方法

審査は，最高裁判所事務総局刑事局長が学識経験者等の第三者及び事務担当者から構成される裁判員制度広報企画評価等検討会に対し評価を諮問した上で行う。

3 委託業務の内容

広告の企画及び実施に関する一切の業務（制作・発送・掲載等を含む。）を遂行するものとする。また，実施の予定及び実績についての最高裁判所への報告も，委託業務の内容に含まれる。

4 契約期間

契約締結日から平成20年3月31日まで

5 成果物の使用

本件契約に係る納品された成果物は，広告の目的の範囲内において契約締結日から1年間使用することができるものとする。その使用主体については，最高裁判所のほか，最高裁判所が許す範囲において，法務省，検察庁，日本弁護士連合会及び弁護士会も使用することができるものとする。

6 その他（契約内容の特記事項）

- (1) 各種広告の具体的な表現内容は，前記2(3)ウ記載のとおり，契約後，受託者と最高裁判所が協議して決定する。
- (2) 契約後，提案した企画・構成に変更を加える必要が生じた場合，この仕様書に記載されていない事項が発生した場合及びこの仕様書に疑義を生じた場合は，最高裁判所と受託者は，協議の上，変更内容等について決定するものとする。

(3) 本企画の実施にあたり制作した物品の財産権，利用権及び著作権（上映，頒布，貸与，複製，公衆通信及び二次利用を含む。）は，最高裁判所に帰属するものとする。

なお，最高裁判所が個別に許す範囲において，法務省，検察庁，日本弁護士連合会及び弁護士会も，当該権利を行使することができるものとする。

## 平成17年度裁判員制度広報のスタンス

裁判員制度の周知

裁判員の役割，審理のイメージの伝達

### 平成17年度実施の広報企画

予算内で効果的なPR活動の実施

#### メディアミックス

- ・主体 最高裁判所
- ・時期 17.10～18.3

新聞広告（全面）

長谷川京子氏起用

インターネット  
トバナー広告  
YAHOO! JAPAN

雑誌（17.11～18.3）  
2.2誌に展開。

長谷川京子氏を起用した純広告と現役裁判官が登場したり，人気漫画を利用したタイアップ広告も掲載。

#### 説明会・模擬裁判等

- ・主体 全国の裁判所
- ・時期 随時

説明会や出張講義，模擬裁判その他の広報企画を実施。

実施状況（17.4～18.3）

出張講義，説明会，模擬裁判  
2,500回開催  
11万人参加

#### 裁判員制度全国フォーラム

- ・主体 全国の裁判所
- ・時期 17.10～18.1

全国50か所で開催

ポイント解説  
ビデオ上映  
パネルディスカッション  
アンケート調査  
地方紙への載録記事

約18,000人参加

### プレスリリース

News valueの高い  
情報をメディアに  
提供

客観的価値・信頼性の  
高い報道

### 広報ツールの作成

広報効果を高めるためのツールの作成

#### シンボルマーク



裁判員制度

#### キャッチフレーズ

「私の視点、私の感覚、  
私の言葉で参加しま  
す。」  
（公募）

#### 広報ビデオ

「あなたも参加する刑事裁  
判」  
「評議」7,000本作成。うち  
3,000本を全国の図書館に配布  
「刑事裁判  
ある放火事件の審理」

#### 配布ツール

ブックレット  
30万部作成  
グッズ  
ポスター，ちらし



Etc.

#### 裁判員制度ウェブサイト

17.11に裁判員制度専用ホームページを開設（延べ56万人を超えるアクセス）  
これまでの情報に加え，新たにキッズページやご意見箱のコーナーなどを新設。

平成17年度  
裁判員制度広報の概要



最高裁判所



**平成18年度裁判員制度広報のスタンス … 制度周知から具体的イメージの伝達へ**

裁判員の役割，審理イメージの伝達

選任手続イメージの伝達

平成18年度  
裁判員制度広報の概要



最高裁判所

**平成18年度実施の広報企画**

予算内で効果的なPR活動の実施

**メディアミックス**

- ・主体 最高裁判所
- ・時期 18.10～19.3

新聞広告  
中央紙5紙2回，日経4回  
仲間由紀恵さんを起用

インターネット  
トバナー広告  
Yahoo! JAPAN

雑誌（18.11～19.3）

11誌に展開。  
仲間由紀恵さんを起用した純広告と現役裁判官  
が登場したり，人気漫画を利用したタイアップ  
広告も掲載。

B S ジャパンで映画「評議」の特別番組を放映。

**説明会・模擬裁判等**

- ・主体 全国の裁判所
- ・時期 随時

説明会や出張講義，模擬裁判  
その他の広報企画を実施。

実施状況（18.4～18.11）  
出張講義，説明会 約1,100回  
約67,800人参加  
模擬裁判 約330回  
約16,000人参加  
（内裁判員体験者 約4,900人）

**裁判員制度全国フォーラム**

- ・主体 全国の裁判所
- ・時期 19.1～19.3

全国50か所で開催

裁判員制度の概要の説明  
裁判員選任手続の解説  
パネルディスカッション  
アンケート調査  
地方紙への載録記事

**広報ツールの作成**

広報効果を高めるためのツールの作成

**広報ビデオ**

広報用映画  
「裁判員」  
アニメ

**パンフレット等**

ブックレット（改訂版）  
イラスト入りパンフ  
選任手続パンフ  
チラシ など

**広報グッズ**

うちわ  
メモ帳  
クリアケース など

**映画予告編広告**

18.12～19.1  
全国98劇場  
239スクリーンで上映

**インターネット広報**  
裁判員制度について関心  
を持っている方に，様々な方  
法で情報を発信

**裁判員制度ウェブサイト**  
裁判員制度の詳細な情報を登載。  
ご意見箱を設置し，国民の意見・  
要望を聴取。

**携帯電話サイト**  
11月13日開設

**メールマガジン**  
創刊号 2月26日配信  
第2号 3月29日配信